

会社設立の前後
(個人事業から会社経営の方)

事業主体が、個人事業者から会社組織（法人）へ変更する中で、ご説明したいことを整理いたしました。

1 現金

個人事業用の現金としていたものは、会社の現金として管理することになります。
役員という立場は、「株主から業務を委任されて執行する立場」です。
今まで以上に公私の区分が必要です。なぜなら、会社は株主のものだからです。

2 預金

会社名義の預金を開設され、今まで利用していた個人名義の預金からシフトする必要があります。

3 作成書類

発行者は会社となり、受け取る書類も会社となります。
得意先や取引先にお知らせしておく必要があります。

4 給与明細

役員給与が発生しますので給与明細書の作成が必要です。
作成の上、ご提出ください。

5 社会保険の切り替え

ご自身でお願いいたします。

6 税務手続き

ご提出された書類（登記・定款・設立資料）を基に進めて参ります。

7 会計の切り替え

マネーフォワードの I D が変わります。あらためてご案内いたします。

8 引き続き使用される資産

購入したときの金額が概ね 20 万円以上のものを引き続き利用する場合は教えてください。

9 売掛金や買掛金

預金口座や請求書から計上して参ります。お気にされなくても問題ありません。